

さ情審査答申第192号  
令和2年9月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成29年7月13日付けで貴職から受けた、「広報課と盆栽美術館の打合せ記録等のうち特定番組に関するもの（広報課分のみ）」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月12日付け市広報第111号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、実施機関が不存在とした文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在は違法かつ不当

平成23年5月18日付総務部長発適正な文書事務の執行について（通知）に基づき当該文書は作成されていると思います。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 広報課では報道発表や取材対応などパブリシティを活用する際に職員が参考とするための「さいたま市パブリシティガイドブック」（平成24年5月策定。以下「ガイドブック」という。）を作成し運用している。取材

対応は通常、その申し込みを受けた所管課で行っているが、広報課が取材対応方法について相談を受けたときは、このガイドブックや過去の事例などを参考に必要に応じて助言を行っている。

- 2 広報課は大宮盆栽美術館から、特定番組からのインタビュー取材に対する問い合わせを受けたため、取材の趣旨や番組の目的などについて詳細に確認してから判断することなど、取材依頼に対する一般論としての対応方法について口頭で回答したものである。通常このような場合の対応は口頭で行っており、記録は残していない。
- 3 以上のことから、本件対象行政情報は開示請求日時点で作成しておらず、実施機関には存在しないため、本件処分に違法または不当な点はない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年4月10日に開示請求を行った「広報課と盆栽美術館の打合せ記録等のうち特定番組に関するもの広報課分のみ」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、該当する文書は作成していないことから不開示とする決定を行ったところ、審査請求人は、平成23年5月18日付総務部長通知に照らして文書が作成されていないのは、違法かつ不当であるとの主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

ガイドブックには、取材申込みへの対応について示されており、その中では、所管課は、取材を受けた後は、直ちに取材内容を上司（広報推進責任者等）へ報告し、その後「報道機関取材対応報告票」を作成し、広報推進責任者の確認を受け、広報課へ提出することとされている。また、取材対応はその申込を受けた課で行っており、その課から実施機関が、取材対応方法等について問合せを受けた場合は、ガイドブック等を用いて必要に応じて助言を行っている。本件の取材についても、実施機関は大宮盆栽美術館から問合せを受けたため、取材に対する一般論としての対応方法について、ガイドブックに沿って口頭で回答したものであり、記録等は残していないとする。この説明に不自然、不合理な点はない。

- 3 審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。
- 4 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 7月13日	諮問の受理（諮問第473号）
②	令和 2年 7月16日	審議
③	令和 2年 8月 6日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 2年 9月17日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)